

お知らせ インデックス

よこしばひかりまちの
暮らし・募集・催し物を
お知らせします



お知らせ



ご連絡ください

- ・家屋を新・増築、取壊したとき
- ・土地利用状況を変更したとき

図税務課資産税班

☎(84)1212

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めています。適切な課税を行うためにも、次のようなときは連絡をお願いします。

新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえお伺いします。

取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取壊しされた方は、翌年度から取壊した家屋について固定資産税が課税されなくなります(ただし、取壊し時期によっては翌々年度から変更となる場合があります)。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

土地の利用状況を変更したとき

土地の全部または一部の用途を変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は土地の税額が変わることもありますので、税務課資産税班までご連絡ください。



有害獣被害防止電気柵設置事業のご案内

田園産業課農政班

☎(84)1215

有害獣による農作物の被害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、費用の一部を助成します。

補助額

電気柵の設置に要する経費の2分の1(上限2万円)

補助対象者

(1)町内に住所を有する個人または法人

(2)前年の農業所得があるもの

(3)町税の滞納がないもの

補助対象事業

(1)電気柵を設置する農地が町内にあること

(2)電気柵を設置する農地を所有または借用し、耕作されていること

(3)電気柵を設置する農地の面積が10アール以上であること

(4)電気柵の延長が100メートル以上であること

(5)電気柵の購入先が町内または農業協同組合であること

必要書類

(1)補助金交付申請書類

(2)設置箇所の位置図・写真

- (3)見積書(明細が確認できるもの)
(4)決算書等(前年の農業所得がわかるもの)

注意事項

※購入前に申請手続きが必要です。
必ず事前にご相談ください。
※受付は先着順とし、予算を超えた時点で終了します。

8月3日(日)は 万博ベリーズナショナルデー

園企画空港課企画政策班

☎(84)1279

4月13日に開幕した大阪・関西万博では、公式参加者(国・地域・国際機関)が1日ずつナショナルデーを開催しています。

ナショナルデーとは、公式参加者の文化に対する理解を深め、国際親善の増進に寄与することを目的とし、式典や文化イベントが行われます。

8月3日(日)は、当町と交流がある中米国「ベリーズ」のナショナルデーが予定されていますので、大阪・関西万博にいかれる際は、ぜひベリーズナショナルデーへご参加ください。